

# 公益財団法人日本セーリング連盟 パラセーリング委員会 謝金規程

## 第1条 目的

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下「本連盟」という。）パラセーリング委員会（以下「委員会」という。）が国や自治体の助成金を活用して実施する強化合宿、国内大会の運営、普及振興のためのイベント事業等において、諸謝金の支給に関し必要な事項を定めることにより、支給の妥当性及び透明性を確保することを目的とする。

## 第2条 定義

この規程において「諸謝金」とは、委員会の事業の遂行に当たり、役員、委員、講師、審判員、コーチ、その他委員会が依頼した者に対して、その専門的知識、経験又は労務の提供に対する謝意として支給する金銭をいう。

## 第3条 支給対象者及び対象業務

諸謝金の支給対象者及び対象業務の範囲は、別表「諸謝金支給対象及び金額基準」に定めるとおりとする。ただし、連盟理事については、理事会の事前承認がない限り、諸謝金の支給の対象外とする。

## 第4条 支給額及び算定方法

諸謝金の支給額は、別表に定める区分及び単価を上限として算定し、実際の支給額は委員長が個別に決定する。

2 同一日において複数の区分に該当する業務を行った場合は、最も単価の高い区分の謝金を支給するものとし、重複して支給しない。

3 諸謝金を支給する日については、旅費規程に定める日当を重複して支給しない。

## 第5条 支給手続き及び決裁

諸謝金の支給を行う場合は、所定の支給申請書又は精算書に必要事項を記載し、委員長の承認を経て、会計担当者に提出しなければならない。

2 支給の決裁権者及び決裁区分は、別に定める会計規程又は決裁規程による。

## 第6条 税金等の取り扱い

諸謝金の支給にあたっては、所得税その他関係法令に基づき源泉徴収を行うものとする。

## 第7条 旅費等との関係

諸謝金とは別に、旅費規程に定める交通費及び宿泊費を支給することができる。ただし、日当については第4条第3項の定めるところによる。旅費の支給手続きについては、旅費規定の定めるところによる。

## 第8条 例外的取扱い

特に必要があると認める場合には、支払い前に委員会の承認を得て別表の基準を超える諸謝金を支給することができる。この場合、事後速やかに理事会に報告するものとする。

## 第9条 規程の見直し

社会情勢の変化、法令の改正その他必要があるときは、本規程を見直すものとする。

## 附則

この規程は、2026年7月27日から施行する。

「諸謝金支給対象及び金額基準」

| 区分      | 対象者例                                               | 単価（上限）              |                               |
|---------|----------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 講習会講師   | 外部有識者等                                             | 1 時間当たり<br>15,000 円 |                               |
| 審判員     | JSAF 公認審判員（A 級ジャッジ・<br>B 級ジャッジ・アンパイア）              | 1 日 11,000 円        |                               |
| 大会役員・運営 | NRO・ARO・ERS 等 JSAF 資格保有者、または運営実務に携わる者              | 1 日 9,000 円         | 競技会開催時。共同主催の場合は JSAF 役員・委員長含む |
| 運営スタッフ  | パラスポーツ指導員（初級・中級・上級）、または主催者が指名する者                   | 1 日 7,000 円         | 競技会・講習会・クラス分けなど全てのイベント        |
| 強化スタッフ  | コーチ補助、トレーナーの強化サポート等（資格問わず）                         | 1 日 7,000 円         | 強化合宿・練習会                      |
| 医師      | 医師資格保有者                                            | 1 日 30,000 円        |                               |
| 看護師     | 看護資格保有者                                            | 1 日 10,000 円        |                               |
| クラシファイア | 国内クラス分け資格保持者等                                      | 1 日 8,000 円         | 国際資格保持者による分類が必要な場合は別途定める      |
| コーチ     | JSPO 公認コーチ（コーチ 1～4）、<br>JPSA 公認コーチ、又はオリンピック代表選手経験者 | 1 日 15,000 円        |                               |
| トレーナー   | JSPO アスレティックトレーナー<br>JPSA パラスポーツトレーナー              | 1 日 5,000 円         |                               |

（注 1）支給対象日数は、移動日を含む実働日数とする。

（注 2）講師を除き、従事した各日において、その日の活動開始から終了まで参加した場合に謝金を支給する。ただし、移動日については、実質的な業務への参加が 4 時間以上の場合に支給する。

（注 3）本表に記載の単価は上限であり、実際の適用単価は対象者の実績・貢献度合いをはじめ、合宿、遠征期間の長短や予算状況によって適宜調整が実施される